令和９年度
湯沢市奨学生募集要項

【お問い合わせ先】

湯沢市教育委員会事務局教育総務課

〒012－８５０１　湯沢市佐竹町１番１号
電話　０１８３－７３－２１６１（直通）

１ 応募要件

経済的理由により修学が困難であり、かつ、次の全ての項目に該当する方が対象となります。

⑴ 市内に住所を有する方又は保護者（原則として父母またはこれに代わる人）が市内に住所を有する方

⑵ 義務教育修了後の上級学校に在学する方（入学予定者含む）

⑶ 向学心に富み、品行方正である方

⑷ 奨学金の返還に十分な能力を有する**連帯保証人**を選任できる方

※在学中の方も対象となります。

※他の奨学金制度と併せてご利用いただけます。ただし、他奨学金の制度によっては併用を認めていない場合もございますのでご注意ください。

≪ **連帯保証人**について ≫

出願にあたって、連帯保証人を**２名**選任いただく必要があります。２名のうち、１名は父母またはこれに代わる方で、もう１名は次の要件を満たす方となります。

① 独立した生計を営む方（同一世帯ではない方）

② 返還に十分な能力を有する方

連帯保証人は、貸付開始から返還終了まで奨学生本人と同等の責任を負うことになります。出願にあたっては、奨学生となる本人と連帯保証人２名との合意に基づき、お手続きください。

２ 募集人数及び貸付額

第１期　10 名程度　　第２期　５名程度

⑴ 高等学校等	月額 15,000 円以内
⑵ 高等専門学校	月額 20,000 円以内
⑶ 大学等	月額 50,000 円以内
⑷ 入学一時金	500,000 円以内

※ 第１期で貸付け決定者が定員未満の場合は第２期の定員が増える場合があります。

※ いずれも無利子貸付となります。

※「入学一時金」は、４年制以上の大学の入学予定者に限ります。

※「入学一時金」のみの貸付もしております。

※「大学等」は、高校卒業後の進学先をさし、専修学校等もこれに該当します。ただし、学校教育法に基づき設置される学校に限ります。

※奨学生として選定を受けた後、入学予定学校が変更になった場合、変更後の学校が該当する区分の貸付額となります。

例）

変更前　高等専門学校入学予定　→　変更後　高等学校入学　⇒　月額15,000円以内

３ 貸付期間・貸付時期及び方法

⑴ 貸付期間は、令和９年４月から在学する学校の正規の修学期間とします。
（留年などによる貸付期間の延長はありません。）

⑵ 月額貸付は、年４回（４月･７月･10 月･１月）で各回３か月分をまとめて振り込みます。また、入学一時金については奨学生として選定され、誓約書等の書類提出後に振込みとなります。いずれも奨学生本人名義の口座に振り込みますので、口座のご用意をお願いします。

４ 返還期間及び方法

⑴ 返還期間

① 高校	10 年以内
② 専門学校	10 年以内
③ ４年制の大学	12 年以内
④ ６年制の大学	18 年以内

⑵ 返還方法

① 月賦	毎月	本人口座からの振替 又は納入通知書での振込
② 半年賦	6 月・12 月	
③ 年賦	12 月	

※ 返還は貸付を終了した年の 12 月から開始となります。

※ 返還期間及び方法は、貸付終了時に選択いただきます。

５ 募集期間及び提出先

⑴ 募集期間

第１期 令和８年 11 月 ２日（月）～ 令和８年 11 月 30 日（月）

第２期 令和９年 １月 15 日（金）～ 令和９年 ２月 26 日（金）

⑵ 提出先 湯沢市教育委員会事務局教育総務課（湯沢市役所本庁舎３階）

※土・日・祝日を除く午前８時３０分～午後５時に受付します。

※郵送では受け付けできません。

※申請用紙は、湯沢教育委員会事務局教育総務課（市役所本庁舎３階）でお渡しします。

（市ホームページからもダウンロードできます。）

６ 出願方法

⑴ 提出書類

① 奨学金貸付願書（様式第１号）

② 世帯状況調書（様式第２号）

※「生活状況その他特記事項」には、奨学生本人が奨学金を希望する理由（家庭の経済状況や上級学校での学びをどのように活かしたいか等）を詳細に記入してください。

③ 世帯全員と別生計連帯保証人の住民票の写し

※本籍・筆頭者・世帯主・続柄が記載されたもの

※個人番号の記載がないもの

④ 世帯全員と別生計連帯保証人の市区町村が発行する所得額を証明する書類

※湯沢市在住の方は税務課窓口で発行する令和８年度所得課税証明書

※高校生以下は除く

※前年から大きく変わっている場合は状況がわかる書類

⑤ 各連帯保証人が市区町村税を滞納していないことを証明する書類

※湯沢市在住の方は税務課窓口で発行する完納証明書

⑥ 各連帯保証人２人分の印鑑登録証明書

⑦ 令和９年度に入学予定の方　⇒合格通知書の写しまたは入学志願を証する書類

※入学志願を証する書類：入学願書、受験票の写し等

※書類がまだ手元にない場合は不要です。

すでに在学している方　⇒在学証明書

⑧ 学業成績に関する書類

令和９年度に入学予定の方　⇒調査書またはそれに代わる書類

※調査書：高等学校が高等学校生徒指導要録に基づき、文部科学省指定様式により作成する書類です。卒業後、５年以上経過している場合には、発行できない場合があります。詳しくは各高等学校へお問い合わせください。

すでに在学している方　⇒学校指定の成績証明書

２の（１）（２）の貸付を受けようとする方は提出不要です。

⑨ 個人情報調査同意書

⑵ 記入上の注意

願書は、必ず出願者本人が**自署**、連帯保証人が**自署押印**してください。

※提出された書類は返却できかねますので、ご了承ください。

※提出された個人情報は、湯沢市個人情報保護条例ほか関係法令等に基づき取り扱います。

７ 出願以降の流れ

⑴ 湯沢市奨学生選考委員会での審議を経て市長が選定し、第１期は 12 月末まで、第２期は３月末までに結果を書面で通知します。

⑵ 選定された方には、誓約書、奨学金請求書及び在学証明書を提出いただきます。
※入学一時金の早期貸付を希望される場合は合格通知書の写しが必要です。
※在学証明書は４月以降に交付されたものを提出いただきます。
※提出が遅れると貸付時期に影響がありますのでご注意ください。

⑶ 上記書類の提出により、奨学生として正式に貸付が決定され、４月下旬から指定の口座に振込みします。

８ 注意事項

⑴ 願書及び提出書類の内容が事実と異なる場合は、採用決定を取り消すことがあります。

⑵ 願書提出後、何らかの理由で湯沢市奨学金を辞退する場合は、奨学金辞退届を提出いただく必要がありますので、速やかにご連絡ください。

９ 貸付資格の確認

奨学金貸付資格の確認のため、在学中の毎年度当初、奨学生状況報告書を提出してください。（提出時期が近づきましたら、申込時の住所へ書類を送付します。）

期日までに提出がない場合は、貸付を一時停止することがあります。

10 届出義務

次の場合は、届出が必要ですのでご連絡ください。（奨学生本人が届け出ることができないときは、連帯保証人が代わりに届け出てください。）

⑴ 休学・復学・転学・停学・退学等や卒業したとき

⑵ 奨学生または連帯保証人に関わる事項に変更があったとき

11 貸付の廃止等

次の場合は、貸付を廃止または休止します。

⑴ 応募要件を満たさなくなったとき

⑵ 休学または退学したとき

⑶ 奨学金を必要としない理由が生じたとき

12 返還の猶予

次の場合は、申請により一定期間奨学金の返還を猶予することがあります。（奨学生本人が申請することができないときは、連帯保証人が連署し提出してください。）

⑴ 正規の修学期間を超えて在学しているとき

⑵ 貸付対象の学校を卒業後に、上級学校に入学したとき

⑶ 病気、災害その他やむを得ない事由により返還が困難と市長が認めるとき

13 返還の免除

次の場合は、申請により奨学金の全部または一部の返還を免除することがあります。（奨学生本人が申請することができないときは、連帯保証人が連署し提出してください。）

⑴ 奨学生が死亡したとき

⑵ 奨学生が重い心身の障害により、労働能力が喪失または著しく阻害され、回復の見込みがないとき

14 注意事項

⑴ 提出書類は、採用の可否を選定するうえで重要な書類ですので、漏れのないよう正確に記載してください。

⑵ 添付書類の不足や記入不備の場合、選考から除外することがありますので注意してください。

⑶ 提出書類は、採用の可否にかかわらず返却できかねますので、ご了承ください。

⑷ 採用の可否について、電話などによるお問い合わせにはお答えできかねます。

奨学金の貸付けが終了すると、奨学生本人に**返還の義務**が生じます。

返還金は、直ちに次の奨学生への貸付資金として活用されるため、（連帯保証人と連帯して）責任を持って計画どおりに返還してください。

本制度の趣旨をご理解のうえ、ご家庭の経済状況やあなたの生活設計を十分考慮してお申し込みください。